平成23年第3回潟上市議会定例会会議録(1日目)

○開 会 平成23年9月6日 午前10:00

○散 会 午前11:55

○出席議員(20名)

1番 中川光博 2番 大 谷 貞 廣 3番 児 玉 春 雄 4番 藤 原幸作 5番 菅 原 理恵子 6番 澤 井 昭二郎 7番 菅 原 久 和 8番 伊 藤 栄 悦 9番 戸 田 俊樹 曙 10番 佐 藤 義 久 11番 林 悟 12番 小 出 田 13番 佐藤 昇 14番 典 男 15番 西 村 武 藤 原 16番 鈴 木 斌次郎 17番 堀 井 克見 18番藤原幸雄

19番 佐々木 嘉 一 20番 千 田 正 英

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市	長	石	JII	光	男	副市	ĵ	長	鐙		利	行
教 育	長	肥田	野	耕	<u>-</u>	総務	部	長	Щ	口	義	光
市民生活部長		根			_	福祉保險	建部	長	鈴	木		司
産業建設部	『長	児	玉	俊	幸	水 道	局	長	菅	原	龍太	:郎
教 育 部	長	鎌	田	雅	樹	会計管	理	者	Ш	上		護
企画政策調 (部長待遇		幸	村	公	明	総務	課	長	藤	原	貞	雄
財 政 課	長	鈴	木	利	美	税務	課	長	鈴	木		整
市民課	長	小	玉	優	子	生活環境	竟課	長	関	谷	良	広
追分出張所	長	三	浦	喜	博	社会福祉	祉課	長	大	木		充
高齢福祉護	果長	小	玉		隆	健康推進	進課	長	遠	藤	睦	子
産 業 課	長	伊	藤	清	孝	都市建設	設課	長	渡	部		智
総務学事調	長	舘	岡	和	人	幼児教育	育課	長	門	間	善一	-郎
生涯学習課	是長	菅	原			スポーツ扱	辰興課	長	菅	原	正	光

選挙管理委員会事務局長· 三 浦 永 寿 農業委員会事務局長 永 井 甚 誠 監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第3回潟上市議会定例会日程表(第1号)

平成23年9月6日(1日目)午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長、議運委員長)
- 日程第 4 行政報告(市長)
- 日程第 5 報告第 8号 平成22年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 9号 平成22年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 承認第 9号 専決処分の承認について(平成23年度潟上市一般会計補 正予算(第4号))
- 日程第 8 議案第58号 潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第 9 議案第59号 潟上市入湯税条例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第10 議案第60号 潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第11 議案第61号 平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号) (案) について
- 日程第12 議案第62号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (案) について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号) (案) について
- 日程第14 議案第64号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2 号) (案) について
- 日程第15 議案第65号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) (案) について
- 日程第16 議案第66号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2 号) (案) について

- 日程第17 議案第67号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号) (案) について
- 日程第18 認定第 1号 平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 3号 平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第21 認定第 4号 平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第22 認定第 5号 平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第23 認定第 6号 平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第25 認定第 8号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第26 認定第 9号 平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第27 認定第10号 平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第28 認定第11号 平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第29 認定第12号 平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第30 認定第13号 平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第31 認定第14号 平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の 認定について

- 日程第32 認定第15号 平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 同意第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第35 請願第 1号 漁業用軽油にかかる軽油取引税の免税措置についての請願 書
- 日程第36 請願第 2号 30人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書
- 日程第37 請願第 3号 「義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元」を 求める意見書採択についての請願書
- 日程第38 請願第 4号 米の先物取引試験上場の中止を求める請願
- 日程第39 陳情第 4号 「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書
- 日程第40 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第41 陳情第 6号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について(お願い)
- 日程第42 陳情第 7号 内部被爆から子供たちを守る給食対策に関する陳情書
- 日程第43 陳情第 8号 学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書
- 日程第44 陳情第 9号 潟上市新庁舎建設地選定に関する要望

午前10時00分 開会

○議長(千田正英) おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長(千田正英) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番大谷貞廣議員および3番児玉春雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長(千田正英) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月29日の議会運営委員会において審査の結果、本日から9月22日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの17日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長(千田正英) 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長(戸田俊樹) おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。 議会運営委員会は、8月29日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総 務部長の出席のもとに、8月31日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告8号、報告

第9号については本会議にて報告、承認第9号は本会議にて、議案第58号、59号、60号の条例改正(案)は総務文教常任委員会へ付託、議案第61号から議案第67号までの各会計の補正予算(案)は所管の委員会へ付託、認定第1号から認定第15号までの各会計の決算認定については所管の委員会へ付託、同意第6号については本会議にてという区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、 ご確認ください。

陳情、請願については、お手元に配付の請願および陳情等のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

- 一般質問について申し上げます。
- 一般質問については5名の通告者がありました。

通告者が5名ですので、9月7日の1日での実施とし、9月8日は休会と致します。

抽選の結果、9月7日水曜日の1番めに3番児玉春雄議員、2番めに14番藤原典男議員、3番めに19番佐々嘉一議員、4番めに12番岡田 曙議員、5番めに4番藤原幸作議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも9月9日金曜日の午後1時30分からの開催とします。 議員派遣の件について申し上げます。

本年度の議員の行政視察研修について、視察先、研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長(千田正英) 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

- ○議長(千田正英) 日程第4、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。
- ○市長(石川光男) 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さんも早朝から大変御苦労 さまでした。

本日ここに、平成23年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙の

ところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出 議案の概要について申し上げます。

はじめに、東日本大震災への対応について申し上げます。

震災の発生から間もなく半年を迎えようとしておりますが、本市では継続して被災地 および被災者に対する支援を行っております。

被災地の支援としては、「秋田・岩手横軸連携相互援助協定」に基づき、岩手県宮古市への救援物資の提供をこれまで7回実施しており、うち2回は本市が直接、宮古市まで輸送しております。特に今年の夏は猛暑続きであり、スポーツドリンクなど飲み物の要望が多く、本市でも可能な限りの提供を行っております。なお、宮古市の避難所は、お盆明けにすべて閉鎖されたため、救援物資の提供は終了しております。

被災者の状況につきましては、八郎潟ハイツや親類宅などに8月29日現在で20世帯、46人の方々が避難されているほか、夏休み期間中には、放射性物質の影響で屋外での活動に不安を抱える福島県からの5世帯15人を短期間の避難者として八郎潟ハイツで受け入れを行っております。

今後も市としましては被災地、被災者の支援により復興の一助を担ってまいりますので、議員各位はじめ市民の皆さんのご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、小中学校での栃木県産の腐葉土と培養土の使用について申し上げます。

秋田県内で販売された栃木県産の腐棄土から高濃度の放射性セシウムが検出されたことを受け、本市でも使用実績を調査したところ、羽城中学校で腐棄土の使用を確認しましたが、8月4日に市の立ち会いのもと県で測定したところ、通常レベルで「問題なし」という結果が出ております。また、天王小学校、出戸小学校では、栃木県産の培養土がプランターに使用されていることが確認されております。

このように本市でも放射性物質の問題が発生しており、また、今後も様々な分野への影響が懸念されているところであります。市としましては、この問題に迅速に対応するため、先の議会全員協議会でご説明のとおり「放射線測定器」の購入予算を本定例会に提出しておりますので、ご理解をお願い致します。

次に、農作物の放射性物質調査について申し上げます。

今年収穫する米を対象にした農林水産省の放射線セシウム濃度の調査が、予備調査と 本調査の2段階で、平成の大合併前の県内69市町村単位で実施されることになりました。 牛肉のセシウム汚染問題で消費者の不安が高まっている中、米は国民の主食であり、摂取量・生産量も多いことに加え、農家による直接販売を含め多様な流通形態にあるなどの理由から、本県を含む17都県で実施されることになったものであります。このうち本市で実施される本調査については、旧天王町が9月10日、旧昭和町・旧飯田川町が9月16日となっておりますので、関係機関と連携し対応してまいります。

また、その他の農作物の放射性物質の検査につきましては、8月18日に天王地区の「梨」、19日に昭和地区の「ナス」と飯田川地区の「枝豆」について農協で簡易測定しておりますが、いずれも安全であることが確認されております。

なお、本市における放射性物質の測定結果につきましては、一括して市ホームページ で公開しております。

次に、県の「市町村地震防災対策緊急交付金」創設について申し上げます。

このたびの東日本大震災を踏まえ、市町村の停電および津波対策等の地震防災対策の 充実を図ることを目的に、県では「市町村地震防災対策緊急交付金」を創設致しました。 本市でもこの交付金を、現在作成業務を進めている「津波ハザードマップ」作成委託 料の財源の一部と本定例会に計上している避難所用発電機等の購入費用に充て、市民の 安心・安全の確保を図ってまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

はじめに、「新庁舎候補地に係る調査費」についてであります。

先の議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、「候補地選定委員会」の審議の過程で最適格地に準ずる侯補地として報告のあった「侯補地⑤」について、このたびの「建設侯補地」として「用地調査業務委託料」と「土地鑑定業務委託料」および「地質調査業務委託料」の予算を提案するものであります。

これまで申し上げましたとおり、庁舎建設の早期実現を望む市民の声は市内各全域から届いております。改めて、庁舎建設については時間との争いと認識しており、潟上市のまちづくりを託された者として、新市の百年の大計と言うべき「庁舎建設事業」に今後とも全力を傾注していく所存であります。今後も折に触れ、私の思いや考えを広報を含め皆さんに私の言葉でご報告してまいりますので、議員各位と市民の皆さんのご理解を重ねてお願いするものであります。

また、新庁舎建設事業を推進するに当たり、新庁舎建設後の現庁舎とそれに付帯する 施設の利活用について、市民からの意見や提言を反映させるため、各種団体の代表や市 民からなる「潟上市現庁舎等利活用検討委員会」を設置し、全体会となる第1回委員会 を8月10日に開催しております。

その後、3地区に分かれて開催される部会についても、昭和地区で8月20日、飯田川地区で8月26日、天王地区で8月29日にそれぞれ初回の会議を実施しているところであります。委員会では、「潟上市新庁舎建設基本構想」に基づく新庁舎建設後の現庁舎等の利活用について、各地区に密着した協議を行うことを確認し、各委員の活発な意見交換のもと、検討を行っているところであります。

今後は、取りまとめた中間報告についてパブリックコメントを取り入れ、広く意見をいただきながら最終的には全体会による協議検討結果を「報告書」としてまとめ、市長へ提出いただく予定であります。「現庁舎等利活用検討委員会」からいただいた様々なご意見・ご提言は、市として今後庁舎建設事業をさらに推し進める上で総合的に判断するための貴重な報告として位置づけ、その内容を踏まえ、利活用方策について市議会にお示ししてまいります。

次に、自治基本条例の策定について申し上げます。

市民からなる「策定委員会」では白熱した議論の積み重ねにより、これまでに条例の 骨子を作成し、現在は骨子に沿って具体的な条文内容の検討に入っております。条例の 骨子につきましては、先に議会へ報告のとおり、現段階で28項目を予定しており、自治 の基本原則や市民・議会・執行機関の責務などについて盛り込むこととしております。

本条例はまちづくりのルールを示すものであることから、その主体となる市民との共通理解が図られていなければなりません。そのため、策定過程から広く市民からのご意見・ご提言を受ける目的で、8月4日に「潟上市自治基本条例100人委員会」を立ち上げました。この100人委員会には住民自治や参画ということへの理解と、そういった機運の醸成を各地域で図っていただくために、市内の「全自治会から満遍なく、しかも女性の参加も多く」という原則のもとに118人の方々を委員に委嘱しており、このうちの約半数に当たる57人が女性委員となっております。

本条例の策定経過につきましては随時ホームページで情報発信をしているほか、広報でもシリーズ化し、広く市民への周知を図っているところであります。さらに今後は「市民フォーラム」などを開催し、議会をはじめ市民の皆さんと情報共有しながら、策定作業を進めてまいります。

次に、潟上市環境基本計画の策定について申し上げます。

現在、庁内にワーキンググループを立ち上げ、今後のスケジュールや各所管ごとに環境保全に関する課題等を検討しながら策定作業を進めております。今後は、学識経験者や関連する行政機関、環境関係団体からなる「環境審議会」を設置し、環境基本計画の素案について調査、審議していただく予定であります。

また、市民や事業者および環境に関連する市民団体の意見を計画に反映させるため、 アンケートやパブリックコメント等を取り入れてまいりたいと考えており、本定例会に 関連予算を計上しております。

次に、潟上市男女共同参画推進計画について申して上げます。

潟上市では県内でいち早く男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画を推進しております。このたび、平成18年に策定した第1次計画に引き続き「男性も女性もお互いを認めあい、対等なパートナーとして協力し合う男女共同参画の実現」を目指し、第2次計画を策定致しました。計画の策定に当たっては、第1次計画策定後の状況変化や市民アンケートによる意識調査などを分析し素案をまとめ、市民15人で組織する男女共同参画推進審議会へ諮問の上、答申書をいただいたものであります。

今年は潟上市男女共同参画宣言都市5周年を迎えることから、10月には講演会等の記念事業も予定しており、今後様々な分野からの参画を進め、個性と創造性、能力を活かし、みずからの力を最大限に発揮できる環境づくり・人づくりに取り組んでまいります。 次に、豊川地域の活性化策について申し上げます。

豊川地域においては、地域と密接な関係を築いてきた豊川小学校の閉校を目前にして、地域の将来を見据えた新しい地域づくり・まちづくり活動を推進する必要があるとの思いから、「豊かな心を育み、楽しく個性ある魅力的なまちづくり」を実践できるようにと、去る6月17日に「豊川地域活性化検討委員会」を独自に設立しております。

その後、同委員会より、行政からの事務的作業の支援協力と専門的な知識を有する機関からのアドバイスをお願いしたいとの依頼があり、市では秋田大学との連携を進めていることから秋田大学地域創生センターの専任教授を紹介するとともに、地域活性化担当の事務的協力を行っております。

さらに同委員会では、地域住民からの要望や意見を集約し、地域活性化に向けた具体的な方策として施設整備を含めた事業実施を柱とした「豊川地域活性化策」をまとめ、市に対しては、その実現に向けた全面的な支援を要請されております。

地域を支えるコミュニティ活動の推進は、急速な高齢化による集落のコミュニティ機

能の低下を防ぎ、地域の歴史や文化を継承していく上で重要な要素であることは潟上市総合発展計画で示しているとおりであり、市としても豊川地域をモデルとした活性化策を実践することは、今後の市内各地域の活性化のためにも重要な施策になるものと考えております。このようなことから、地域活性化策を協議・検討する委員会設立のための関連予算を本定例会に計上しておりますので、宜しくお願い致します。

次に、「財団法人秋田県市町村職員互助会」の破産手続きについて申し上げます。

8月15日付で本市が団体会員である「財団法人秋田県市町村職員互助会」より、8月 11目に秋田地方裁判所へ破産手続きの申し立てを行い、一切の事業活動を終了するとの 通知がありました。この結果を受け、今後の関連予算の履行ができないことが確実なた め、同会負担金予算の減額を本定例会へ計上しております。

次に、消防操法大会について申し上げます。

7月31日に秋田県消防協会男鹿・潟上・南秋支部消防操法大会が男鹿市で開催されております。

本市からは「潟上市消防団飯田川支団第2分団」が小型ポンプ操法の部に代表として 出場、日頃の練習の成果を発揮し、見事優勝致しました。合併以後、一昨年に続いて2 回めの優勝ということで大変喜んでおります。この後9月8日に由利本荘市で行われる 全県大会でのご健闘をお祈り致します。

次に、子ども手当について申し上げます。

中学生以下に一律で月額1万3,000円を支給している現行の子ども手当は9月いっぱいで終了しますが、10月以降半年間の手当制度として特別措置法案が先の国会で可決、成立しております。

10月以降、支給月額は3歳未満と3歳から小学校修了前の第3子以降の子が1万5,000円、第1子、第2子と中学生は1万円に変更になります。市では広報等を通じ制度の変更を周知するとともに、円滑な支給に向け準備を進めてまいります。

次に、救急医療情報キット配布事業について申し上げます。

救急医療情報キットは、かかりつけ医や薬剤情報、持病や健康保険証の写しなどの重要な医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管するもので、急病や災害時など緊急時の情報源となります。独り暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者の世帯を対象に配布する予定で、本定例会に購入予算を計上しております。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、生活習慣病予防について申し上げます。

今年度の集団早朝検診は7月21日で終了し、肺がん、胃がん、特定健診等6種類の検診受診者は延べ5,846人、前年度比で356人の増加となりました。また、乳がん検診等の集団レディース検診は8月1日で終了し、延べ2,045人が受診し、前年度比で69人増加しております。大腸がん検診については8月30日で受付を終了し、8月12日現在の実績が2,113人と、昨年度実績を267人上回っている状況であります。

なお、特定健診およびレディース検診については12月22日まで受診できることから、 今後の受診動向を見ながら未受診者に対しての受診を勧めてまいります。

検診を自分自身の生活を振り返る一つの機会としてとらえ、行動に移すことが大変重要であります。今後も集団および個々に応じた生活改善を支援し、市民の健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、心の健康づくり対策について申し上げます。

潟上市の自殺者は半数以上が働き盛りの世代であることから、市では引き続き弁護士やソーシャルワーカーによる相談を毎月実施し、広報等で相談の利用を呼びかけております。また、高齢者を対象とした新規事業として、7月19日に出戸新町ことぶき荘において「心の健康づくり講演会」を開催したほか、潟上市自殺予防推進連絡会(通称ハッピーネット)の協力で、飯田川保健福祉センターを主会場に、高齢者が気軽に立ち寄れる「お茶っこサロン」を7月から毎月2回定期的に開催しております。また、地区老人クラブ単位での高齢者交流事業も始まっており、高齢者が地域でのつながりを深めるための対策を今後もさらに推進してまいります。

次に、住宅リフォーム補助事業の状況について申し上げます。

この事業は、市民の居住環境の向上と住宅関連産業を主とした地域経済の活性化を促進する目的のため、昨年度より市単独で行っている補助事業であります。

本年度は当初予算に3,900万円を措置しておりましたが、2年めを迎えても本事業に 対する市民のニーズは多く、受付開始から4か月が過ぎた現在も市民からの問い合わせ、 申し込みが途切れることなく継続している状況であります。

8月26日現在の利用状況は220件・2,805万8,000円の補助申請があり、工事費の総額は3億7,000万円となっていることから、引き続き地域経済への波及効果が大きく、また、今後も市民の要望は多いものととらえております。

秋田県においても9月定例議会に補正予算の提出を予定するなど、本事業の年度内継

続が予定されており、この事業の利用者は今後も増加することが十分に推察できます。 本市においてもリフォーム事業を継続すべく追加予算を計上しておりますので、宜しく お願い致します。

次に、本年4月から県内第1号で導入した、都市計画法第34条第11号の制度による土 地利用の状況について申し上げます。

この制度は、市が都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を定めることにより、線引き制度を維持したまま、地域ごとの課題に柔軟に対応することができる市街化調整区域における規制緩和措置であります。

7月31日現在、この制度を利用した件数は、一般住宅が3件、福祉施設が1件の計4件となっており、地区別では天王地区が3件、飯田川地区が1件となっております。

今後も市街化調整区域内の土地の有効利用に向け、本制度の活用を働きかけてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

稲作の状況につきましては、田植え後の日照不足や低温が影響し初期生育に遅れがありましたが、2週間以上早い梅雨明けで気温の高い状況が続き、茎数や葉数は平年並みで草丈はやや長めになっております。

出穂は、「あきたこまち」が8月2日、「ひとめぼれ」が8月8日で、平年より1日早い状況となっており、高温による「乳白米」などの発生が懸念されるため、水管理の徹底を呼びかけております。

一方、今年度から本格実施された本市の農業者戸別所得補償制度の加入状況は、対象者1,316人に対し、加入者は886人で、加入率は67.33%となっております。今後も市では、全農家がこの制度に参加していただけるよう情報の提供やチラシなどの配布を通じ制度の浸透を図り、加入促進に努めてまいります。

カメムシ類の防除は、8月8日から13日まで無人へりや航空防除できめ細かく実施し、防除後のすくい取り調査でも、その効果があらわれております。しかし、近年増加している「アカスジカスミカメムシ」による被害が懸念されております。今年は東北6県すべてで斑点米カメムシ類の注意報が発表され、岩手県では警報も出されているなど、1回の防除だけでは登熟後半の加害を防ぎきれない状況にあることから、追加防除の徹底を図るよう関係機関と連携し、指導に努めております。

転作大豆は、播種後の生育は良好でしたが、6月下旬の長雨により培土が遅れ、また

7月の豪雨の影響により生育不良の圃場が見受けられることから、排水対策の強化と追 肥等を呼びかけ生育の回復に努めております。

枝豆については、昨年より約1~クタール多い14.32~クタールの作付面積となっております。マルチ栽培した早生種は、湿害等の影響も少なく生育は良好で、7月20日から出荷が始まっており、今年は関東方面が不作のため、高値で取引されております。

果樹の和梨については、開花期が遅れたこともあり、生育状況は平年に比べ1週間ほど遅れております。一部の圃場で黒星病、アブラムシ等の病害虫の発生が散見されており、防除を徹底するよう指導しております。また、白洲野地区を中心に着果不良圃場が多く見受けられ、現在着果している果実も変形果・小玉果傾向にあり、品質の低下が懸念されております。なお、本市の主力品種「幸水」は8月28日から出荷されております。

花卉の輪菊は、昨年同様、7月の高温により全国的な遅延出荷となりましたが、お盆 用は予定の90%ほどの計画出荷ができました。8月は台風の影響もなく順調に推移して おり、現在9月および12月出荷に向けた作業が進められております。今後も適期・適量 出荷に努めるとともに、病害虫の防除を徹底するよう指導してまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

「第29回飯田川鷺舞まつり」が8月7日に飯田川庁舎前広場を会場に開催され、天候にも恵まれ昨年以上の盛り上がりを見せました。若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童の「子鷺」に続き、水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞は、訪れた方々を魅了致しました。

また、今年で45回めを迎えた「八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神杜からの 龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和庁舎前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻 想的な世界を醸し出しました。また、大久保小学校児童による「ヨサコイ踊り」や郷土 芸能「新関ささら」の披露など、祭り会場は大きな拍手と歓声に包まれました。

本市3大夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2011」は、8月27日・28日の両日開催されました。「食菜館くらら」の整備や園内の改修で2年ぶりの開催となりましたが、好天にも恵まれ、一昨年より多い約6万2,000人の方々が来場されました。初日の「第6回潟上市盆踊り大会」には、団体17チーム、うち子どもの部4チームの参加があり、一般参加者とともに幾重にも踊りの輪が広がり、ゆく夏のひとときを楽しんでおりました。

翌日は、キャラクターショーをはじめ芸術文化協会会員による芸能発表のほか、羽後

町出身の岩本公水歌謡ショーは多くの観客の視線を集め、盛会でありました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では、約3,500発の花火が夏の夜空に大輪の花を 咲かせ、訪れた人々に大きな感動を与えました。改めて257社・509万2,000円の協賛金 をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

今年で3年めを迎えたプレミアム付き共通商品券1万セット(総額1億1,000万円)を7月1日から市内10か所で販売し、既に完売しております。商品券の使用期間は12月31日までの半年間で、昨年より3店舗多い181の小売店から取扱店の加入をいただいております。本事業により地元消費の拡大や販売促進につながるものと期待しており、ご協力いただきました取扱店の皆様には、これを契機にさらなる経営の充実に向け頑張っていただきたいと存じます。

次に、「食菜館くらら」について申し上げます。

オープンから4か月が経過しましたが、地元住民をはじめ市内外の方々に親しまれ、 リピーターも徐々に増えてきております。8月17日までの購買者数は7万5,391人、1 日当たりでは、平日で450人から500人、土・日は800人から1,000人となっており、7月 からは宅配便の取扱いもスタートさせるなど利用者のサービス向上に努めております。

オープン当初の取扱い野菜は、時季的なこともあり75品目程度でありましたが、6月中旬以降は露地野菜が本格的に出荷され、現在は128品目の取扱いとなっております。また、くらら出荷組合員も10人増え161人となり、周年栽培の研修や先進地視察、加工品の開発等に取り組んでおります。今後も安心・安全に配慮しながら、計画的で安定的な出荷が図られるよう指導してまいります。

次に、「天王温泉くらら」の入館者400万人達成について申し上げます。

「天王温泉くらら」は平成10年10月に開業し、今年で13年めを迎えておりますが、これまで多くの皆さんからのご利用をいただき、平成20年2月に入館者300万人を達成してから約3年半となる8月25日に入館者400万人の記録を達成致しました。今後も「ゆっくり・のんびり」と、さらに地域住民から親しまれ、楽しめる施設として、「グラウンドゴルフ場」、「食菜館くらら」、「フットボールセンター」などとともに交流人口の増加による地域の活性化を目指し、サービスの向上に努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました成人式では、今年度の対象者396人中247人が出席し、多くの 来賓各位のご臨席のもと20歳の門出を祝いました。

新成人代表が「一人ひとりが自分で選んだ道で、誇りと責任を持って行動し、社会を 支えていきたい。」等々、ふるさと潟上をよくしたいという意気込みが感じられる力強 い抱負を述べております。新成人を心から祝福し、大きな声援を送りたいと存じます。

次に、豊川小学校と大久保小学校との統合について申し上げます。

これまで、両地域の代表者、両校のPTA役員および校長・教頭からなる「統合準備委員会」を4回開催し、スクールバスによる豊川小学校児童の通学方法や乗降箇所など、統合に向けた具体的な話し合いを進めております。また、8月8日からは大久保地区3会場で、大久保地区住民や保護者に対しての説明会を開催しております。

次に、今年度で6回めとなる中学生ホームステイ体験活動について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月27日から8月4日までの9日間にわたり、市内3中学校より12人の生徒が参加しました。現地ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、学校での交流を通じて国際理解など人材育成が図られたものと思っております。また、8月17日には個人の研究テーマについての報告会が昭和公民館で行われ、それぞれが体験を通して感じ、学んだことについての発表がありました。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告致します。

先の議会全員協議会で報告のとおり、この夏の羽城中学校野球部の大活躍は市民に夢と希望と感動を与えてくれましたが、このほかにも第60回全県中学校総合体育大会では天王南中学校の柔道男子個人2人、女子個人2人が優勝、陸上男子400メートルリレーで1位、羽城中学校の陸上女子800メートルで優勝を果たすなど、多くの種目において見事な成績を残したほか、東北大会、全国大会でも大いに健闘しております。

さらに、第42回秋田県小学校クラブ野球大会では飯田川イーグレッツが見事3位の成績を収めており、今後もなお一層の活躍を期待するものであります。

本定例会には、平成22年度潟上市健全化判断比率、平成22年度潟上市公営企業資金不足比率、平成23年度潟上市一般会計補正予算の専決処分についての報告、議案として潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)ほか2件の条例案のほか、平成23年度一般会計補正予算(案)、各特別会計補正予算(案)6件、平成22年度各会計決算の認定ならびに人権擁護委員侯補者1名の推薦についての案件を提出しております。

なお、平成23年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させま

す。

また、平成22年度各会計決算については、主要成果で説明致します。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政報告の追加分についてご説明致します。

はじめに、アオコの大量発生について申し上げます。

八郎湖に流入する馬踏川、豊川の2河川下流域で、最高レベルのアオコが大量発生したことを確認しております。

原因は、8月26日から30日の北西の風により、八郎湖で発生したアオコが吹き寄せられ停滞し、異常発生したものと考えられます。

8月29日から腐敗臭が強まり、市民から対応を求める声が寄せられたことから、市では県の八郎湖環境対策室へ状況を報告するとともに、30日に県職員と現地確認をしたところ、馬踏川(昭和地区)と豊川(飯田川地区)の河口から約2.5キロメートルまでの水面が厚く堆積した白や紫、青の塊状のアオコで覆われておりました。これは、アオコの発生状況としては7段階ある発生指標で最も深刻な「レベル6」でありました。

31日には秋田地域振興局長に現状を報告するとともに、今後の対策をお願いしたところでありますが、具体的には降雨を待ってアオコが下流に流された後、シルトフェンスを設置し、八郎湖から川へのアオコ流入を防ぐこととなります。

31日以降の降雨等により、現在はアオコの大部分は流失しておりますが、当分の間、 注視してまいります。

次に、昨年12月に発生した市道管理での作業事故について、本人との示談の内諾を9月3日に得たので、賠償金支払いのため地方自治法第96条第1項第13号の規定により、100万円以上の損害賠償の額となるため、本定例会の最終日に議案を追加提案したいと考えております。

以上で追加分の行政報告を終わります。

○議長(千田正英) これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第8号 平成22年度潟上市健全化判断比率について および 日程第6、報告第9号 平成22年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長(千田正英) 日程第5、報告第8号、平成22年度潟上市健全化判断比率について および日程第6、報告第9号、平成22年度潟上市公営企業資金不足比率についてを一括 議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第8号および報告第9号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。 山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、第3回潟上市市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

報告第8号、平成22年度潟上市健全化判断比率について。

平成22年度潟上市健全化判断比率は別紙2ページから5ページのとおりであるので、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

この健全化判断比率につきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告することになったものでございます。

ここでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つ について報告するものでございます。

それでは、2ページと3ページをご覧いただきたいと思います。

最初に、3ページ、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、あるいはまちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。

本市の場合、「一般会計等」と表記するときには一般会計のほか、平成22年度で廃止した有線放送事業特別会計と土地取得事業特別会計の合計を指しております。これらの実質収支額の合計は6億5,522万円の黒字となりますことから、実質赤字比率はマイナス6.92%となります。つまり6.92%の黒字があるということでございます。

ちなみに、平成19年度は5.01%、平成20年度は7.20%、平成21年度は4.89%でございました。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体としての運営の深刻度をあらわすものでございます。

これは、標準財政規模等の94億6,405万4,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を

除く全会計の赤字額の割合になります。

14億740万7,000円の黒字になりますことから、連結実質赤字比率はマイナス14.87% となります。つまり14.87%の黒字額があるということでございます。

ちなみに、平成19年度は10.26%、平成20年度は13.81%、平成21年度は12.94%となっておりました。

なお、財産区については市とは別の法人格を有する団体でございますので、健全化判 断比率の算定には含めないこととなっております。

続きまして4ページをお願い致します。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率につきましては、借入金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰の危険度をあらわすものでございます。

この指標は、平成20年度から平成22年度までの3年間の単年度における比率の平均値になります。平成20年度は表の下段のとおり15.85581%、平成21年度は14.65770%、平成22年度が12.72743%となります。3年間の平均では14.4%でございます。

ちなみに、平成19年度時においては18.1%、平成20年度時においては17.2%、平成21 年度時においては16.1%となっております。

続きまして5ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金および特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございます。79.6%でございます。

なお、平成19年度は128.2%、平成20年度は116.2%、平成21年度は100%でございました。

これら4つの指標は、2ページの表にありますように、すべて早期健全化基準を潟上市の場合は下回っております。

ただいま報告致しました指標は国・県でも現在精査中でございまして、算定に変更が 出たりしますと比率そのものが変わる場合がございますので申し添えます。

なお、確定する時期につきましては10月末となっております。

以上でございます。

失礼しました。もう一つございます。

6ページの方をお願い致します。

報告第9号、平成22年度潟上市公営企業資金不足比率について申し上げます。

平成22年度潟上市公営企業資金不足比率につきましては別紙7ページ・8ページのとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

この公営企業資金不足比率も法律の規定によりまして平成19年度から報告することに なったものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

最初に、地方公営企業法の適用企業である上水道事業について申し上げます。

水道事業会計の表中の中段、記号「d」の流動資産 4 億1,531万5,000円から上段にあります記号「a」の流動負債7,728万9,000円を差し引きますと、(6)資金不足額・剰余額が 3 億3,802万6,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足額はございせん。

なお、剰余資金の標準財政規模比につきましては、表の下段に太字で示しております とおり3.6%でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

地方公営企業法の非適用事業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてでございます。

下水道事業特別会計の(3) 実質的な歳入総額13億6,729万5,000円から(1) 歳出額13億631万7,000円を差し引きますと、(6) の資金不足額・剰余額が6,097万8,000円のプラスとなりますので、下水道事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率については、表の下段になりますけれども太字で 示しておりますとおり0.6%となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてでございます。

農業集落排水事業特別会計の(3)実質的な歳入総額1億8,067万7,000円から(1)歳出額1億6,823万4,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が1,244万3,000円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は、表の下段に太字で示しておりますとおり0.1 %になってございます。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の(1)実質的な歳入総額580万6,000円から(1)歳出額542万5,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が38万1,000円のプラスとなりますので、合併処理浄化槽事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は、表の下段に太字でありますとおり0%となってございます。

以上の4つの会計を合わせた(6)の資金不足額・剰余額は、実質的な歳入額が歳出額を4億1,882万8,000円上回っており、剰余資金の標準財政規模比は表の下段右に太字で示してありますとおり4.3%となっております。

以上でございます。

- ○議長(千田正英) これより報告第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(千田正英) 質疑なしと認め、質疑を終わります。 次に、報告第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第7、承認第9号 専決処分の承認について(平成23年度潟上市一般会計補正予算(第4号))について】

○議長(千田正英) 日程第7、承認第9号、専決処分の承認について(平成23年度潟上市一般会計補正予算(第4号))についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第9号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、提出議案の9ページをご覧いただきたいと思います。 承認第9号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

10ページをお願い致します。

専決処分書

平成23年度潟上市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めることについて、 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年8月12日 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算(第4号)の1ページをお開き願いたいと思います。

平成23年度潟上市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億2,226万9,000円とするものでございます。

歳入予算について申し上げます。4ページの方をお願い致します。

18款1項1目繰越金900万円は、前年度繰越金でございます。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

10款1項2目事務局費につきましては900万円の追加でありまして、児童生徒派遣費補助金でございます。羽城中学校の野球部をはじめ市内各中学校の生徒の活躍によりまして、東北大会ならびに全国大会に出場するに当たり児童生徒派遣費補助金が不足することから、このたび補正をお願いしたものでございます。

なお、派遣の内訳につきましては、東北大会が6競技に116名、全国大会につきましては3競技に38名、計154名の選手等を派遣致しております。

以上でございます。

- ○議長(千田正英) これより承認第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第9号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

- ○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。
- 【日程第8、議案第58号 潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について から 日程第10、議案第60号 潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

(案) について】

○議長(千田正英) 日程第8、議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例 (案)についてから日程第10、議案第60号、潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改 正する条例(案)についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第58号から議案第60号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。 山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、提出議案の11ページをご覧いただきたいと思います。 議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部改正をする法律、ならびに地方税法施行令等の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布されましたことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、まず1つめとして、寄附金の税額控除の対象について、 特定非営利活動法人、通称NPO法人と言われますけれども、に対する寄附金のうち、 住民の福祉の増進に寄与する寄附金につきましては、これを支援するため、寄附金控除 の対象として拡充するものでございます。

2つめとして、寄附金文化の裾野を広げるために寄附金税額控除の適用下限額を、改正前の「5,000円」から「2,000円」に引き下げ、より少額の寄附金でも税額控除の対象とするものでございます。

3つめとして、さらには税制への信頼性の向上を図る観点から、市民税等にかかわる 申告に関する過料、行政上の違反に対して徴収する金銭でありますけれども、上限を 「3万円以下」から「10万円以下」に引き下げるものでございます。

ちなみに市税については、市民税あるいは固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税に係る過料というふうなことになっております。

なお、この附則と致しまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、各号に掲 げる規定につきましては、各号に定める日から施行するものでございます。

続きまして、提出議案の22ページをご覧いただきたいと思います。

議案第59号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市入湯税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、これも潟上市市税条例の一部を改正する条例と同様に、厳しい経済情勢および雇用情勢に対して税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律、地方税等施行令等の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布されたことに伴いまして、個別条例であります入湯税条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、入湯税の特別徴収義務者にかかわる帳簿記載の義務違反等、これは帳簿等に記載する事項について正当な理由なく記載せず、もしくは虚偽の記載をした場合に関する罰則の過料を上限「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるものでございます。

附則と致しまして、この条例は公布の日から起算して2か月を経過した日から施行するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(千田正英) 鎌田教育部長。
- ○教育部長(鎌田雅樹) 続いて、議案第60号についてご説明致します。

提出議案の24ページをお開きになってください。

議案第60号、潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(案)について。 潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

本条例の一部改正は、スポーツ振興法の全部を改正するスポーツ基本法が平成23年6月24日に公布され、同年8月24日に施行されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の24ページの新旧対照表によりご説明致します。

まず条例の題名が「潟上市スポーツ振興審議会条例」から「潟上市スポーツ推進審議会条例」に変わります。

次に、第1条の改正は、法律の引用条項の改正と審議会の名称の変更です。

次に、第2条の改正は、これまでのスポーツ振興法にかかわる部分の削除と審議事項 の内容を「振興に関すること」から「推進に関すること」に改めるものです。 なお、附則の第2項、第3項は、これまでのスポーツ振興審議会の委員および会長、 副会長がそのままスポーツ推進審議会の委員および会長、副会長として任命・選任され たものとするものであります。

また、附則の第4項、第5項は、本条例の改正により「スポーツ振興審議会委員」が「スポーツ推進審議会委員」に、同法の施行に伴い「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に変わることによる、潟上市非常勤の特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正と経過措置であります。

以上で説明を終わります。

○議長(千田正英) これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。再開は、11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

......

午前11時10分 再開

○議長(千田正英) 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第11、議案第61号 平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号) (案) について から 日程第17、議案第67号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号) (案) について】

○議長(千田正英) 日程第11、議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)についてから日程第17、議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第61号から議案第67号までについて当局より一括し提案理由の説明を求めます。 山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、平成23年本定例会に提出されております補正予算の 大綱についてご説明申し上げます。

議案書の27ページからお願い致します。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について。 別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算(案)(第5号)の1ページをお願い致します。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億333万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,560万円とするものでございます。

歳入予算について主なものをご説明致します。 9ページをお願い致します。

14款2項県補助金につきましては717万8,000円の追加で、主なものは7目消防費県補助金658万円で、地震防災対策緊急交付金でございます。

10ページをお願い致します。

18款1項1目前年度繰越金につきましては5,222万1,000円の減額でございます。

11ページをお願い致します。

20款1項市債につきましては、6目臨時財政対策債でございまして1億2,680万円の追加でございます。臨時財政対策債につきましては、当初予算額が5億1,000万円でございました。これに対しまして6億3,680万円の配分がございました。今回差額の1億2,680万円を予算計上するわけでございますが、歳入補正予算額が歳出補正予算額を上回るために、差額の5,222万1,000円は歳入予算のうち前年度繰越金を同額減額致しまして調整することと致したものでございます。

続いて歳出について申し上げます。

今回の補正予算では、財団法人秋田県職員互助会より今後一切の事業活動を終了する との通知があり、これを受け、関係予算の履行ができないことから職員互助会負担金を 全体にわたって減額計上致しているところでございます。

12ページをお願い致します。

2款1項5目財産管理費につきましては2,027万2,000円の追加でございます。主なものは、旧追分乳児保育園解体工事1,921万5,000円でございます。6目企画振興費につきましては1,098万1,000円の追加でございます。主な内容につきましては、仮称でありますが潟上市豊川地域活性化検討委員会にかかわる補正予算24万8,000円と、13ページをご覧ください。新庁舎建設に伴う用地調査等関係業務委託料1,093万2,000円でございます。

14ページをお願い致します。

3款1項6目老人福祉費につきましては87万1,000円の追加でございます。補正の主な内容につきましては、15ページの救急医療情報キット配布事業にかかわる消耗品費75万円でございます。

16ページをお願い致します。

3款2項9目幼保一体施設整備事業費につきましては1,892万4,000円の追加でございます。補正の内容は、現在建設中の仮称出戸認定こども園の消耗品と備品の購入費でございます。

17ページをお願い致します。

4款1項5目環境衛生費につきましては281万1,000円の追加でございます。補正の内容につきましては、環境基本計画策定事業62万1,000円と放射線測定器219万円でございます。

18ページをお願い致します。

6款1項4目農地費につきましては222万円の追加でございます。主なものにつきましては県営土地改良事業負担金200万円で、豊川曲り沢地区における戦略作物高品質高収量実現排水強化支援事業分でございます。

19ページをお願い致します。

8款5項1目建築住宅総務費につきましては1,131万円の追加でございます。補正の 内容につきましては、住宅リフォーム補助金でございます。

20ページをお願い致します。

9款1項1目消防費は1,284万円の追加でございます。主なものは消防補償組合納付金1,158万3,000円でございまして、東日本大震災の影響によるものでございます。2目災害対策費につきましては943万4,000円の追加でございます。主なものは、防災備品734万3,000円でございます。避難所に指定されている公民館や体育館に停電に対応するための発電機等を設置するものでございます。

議案書の28ページをお願い致します。

続きまして、議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について。

別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)(第2号)の1ページを ご覧いただきたいと思います。

議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、歳 入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ37億647万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成22年度分にかかわる国庫支出金の精算でございます。

続きまして、議案書の方の29ページをお願い致します。

議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)について。

別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(案)(第1号)の1ページをご 覧いただきたいと思います。

議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,919万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成22年度分にかかわる一般会計繰入金の精算でございます。

続きまして、議案書の30ページをお願い致します。

議案第64号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (案) について。

別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)(第2号)の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、保険事業勘定の歳入 歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,673万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ28億1,652万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成22年度にかかわる国庫支出金や一般会計繰入金などの財源の精算でございます。

続きまして、議案書の31ページをお願い致します。

議案第65号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案) について。 別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(案)(第1号)の1ページを ご覧いただきたいと思います。

平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,986万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容については、排水施設の修繕でございます。

続きまして、議案書の32ページをお願い致します。

議案第66号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)について。

別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(案)(第2号)の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ546万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億 28万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、施設の修繕と消費税でございます。

続きまして、議案書の33ページをお願い致します。

議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について。 別冊のとおり。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(案)(第2号)の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)は、収益的支出は6万9,000円の追加でございます。主な内容につきましては、豊川河川改修に伴う管路移設実施設計90万3,000円と前年度借入分の企業債利息の減71万9,000円でございます。

また、資本的支出につきましては126万円の追加でございます。補正の内容につきましては、排水本管 J R 横断実施設計1,080万3,000円と企業債償還金の減954万3,000円で

ございます。

以上でございます。

○議長(千田正英) これで提案理由の説明を終わります。

【日程第18、認定第1号 平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第32、認定第15号 平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長(千田正英) 日程第18、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の 認定についてから日程第32、認定第15号、平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定に ついてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

認定第1号から認定第15号までの15議案について当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) お手元に平成22年度潟上市主要成果説明書を配付しておりますが、 私から平成22年度決算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計でありますが、歳入決算額は148億9,738万1,000円、歳出決算額は140億4,580万9,000円、歳入歳出差引額は8億5,157万2,000円、平成23年度への繰越財源1億9,635万3,000円を差し引いた実質収支は6億5,521万9,000円であります。

続きまして、平成22年度の主な事業でありますが、食菜館くらら整備事業 4 億1,611 万2,000円、追分保育園整備事業 4 億3,224万4,000円、フットボールセンター整備事業 1 億9,397万4,000円、子宮頸がん予防接種費1,846万5,000円などであります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の4会計を合わせた社会保障関係会計の歳入決算額は69億3,172万1,000円、歳出決算額は65億9,136万5,000円、実質収支額は3億4,035万6,000円であります。

次に、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の3会計を合わせた下水 道関係会計の歳入決算額は15億5,379万円、歳出決算額は14億7,997万8,000円、実質収 支額は7,380万1,000円であります。

主な事業は、公共下水道事業で管渠整備421メートル、特定環境保全公共下水道事業で管渠整備2,607メートルであります。

このほかに有線放送事業や土地取得事業、4つの財産区があり、これらを加えた特別

会計全体で歳入決算額は85億3,848万9,000円、歳出決算額は81億2,231万4,000円、実質収支額は4億1,616万4,000円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は6億5,811万円、歳出決算額は8億5,907万2,000円であります。

主要成果の詳細については総務部長から説明をさせます。

- ○議長(千田正英) 山口総務部長。
- 〇総務部長(山口義光) それでは、平成22年度各会計決算の大綱についてご説明申し上げます。

議案書の34ページからお願い致します。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算を 議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

一般会計につきましては、歳入決算額は148億9,738万1,000円、歳出決算額については140億4,580万9,000円、歳入歳出差引額につきましては8億5,157万2,000円でございます。平成23年度への繰越財源につきましては169,635万3,000円を差し引いた実質収支は665,521万9,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市税が24億2,993万5,000円、地方交付税が61億6,67 5万1,000円、国庫支出金が19億4,644万5,000円、県支出金が7億9,752万5,000円、市債が17億7,930万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、人件費が23億4,310万3,000円、扶助費につきましては25億2,226万7,000円でございます。公債費が17億4,610万5,000円でございます。これら義務的経費の合計でございますが、66億1,183万5,000円となっております。

また、普通建設事業費につきましては19億3,340万4,000円でございます。

主な事業と致しましては、投資的事業におきましては食菜館くらら整備事業 4 億1,61 1万2,000円、追分保育園整備事業 4 億3,224万4,000円、フットボールセンター整備事業 が 1 億9,397万4,000円、市道広域秋田五城目線整備事業につきましては8,171万6,000円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業につきましては 2 億2,885万3,000円、証明書の自動交付付き交付システム整備事業費については6,009万2,000円でございます。

また、その他の事業と致しましては、子宮頸がん予防接種費が1,846万5,000円、細菌

性髄膜炎予防接種事業費につきましては452万7,000円、新型インフルエンザ予防接種費が2,759万8,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業につきましては4,895万5,000円、教育用コンピューター整備事業2,205万円、東日本大震災対策事業につきましては677万3,000円、市債の方の繰上償還につきましては1億3,338万円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の35ページをお願い致します。

認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会 計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は38億8,010万5,000円、歳出 決算額につきましては36億3,476万9,000円、実質収支につきましては2億4,533万6,000 円でございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が7億1,097万3,000円、国庫支出金につきましては9億2,616万5,000円、療養給付費等交付金が2億2,027万4,000円、前期高齢者交付金が8億3,417万1,000円、共同事業交付金が4億6,516万4,000円、一般会計繰入金が2億8,971万6,000円でございます。

主な歳出につきましては、保険給付費で23億9,980万5,000円でございます。

続きまして、議案書の36ページをお願い致します。

認定第3号、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳 出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

老人保健特別会計につきましては、歳入決算額は274万3,000円、歳出決算額は263万7,000円、実質収支は10万6,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金で263万7,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金で263万7,000円でございます。

なお、本会計につきましては平成23年4月1日をもって廃止してございます。

続きまして、議案書の37ページをお願い致します。

認定第4号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてで。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額につきましては2億4,559万2,000円、歳出決算額は2億4,424万円でございます。実質収支は135万2,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が1億4,626万円です。一般 会計繰入金は9,536万4,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金でございまして2億 2,286万2,000円でございます。

次に、議案書の38ページをお願い致します。

認定第5号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳 入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は27億9,755万4,000円、歳出決算額は27億199万2,000円、実質収支につきましては9,356万2,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料が 4 億5, 458万4,000円、国庫支出金は 6 億3,024万3,000円、支払基金交付金が 7 億7,979万2,000円、県支出金が 3 億8,515万3,000円、繰入金が 4 億4,686万8,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が24億8,710万6,000円でございます。地域支援事業費につきましては5,281万9,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定の決算額につきましては、歳入歳出ともに同額でございます。774万2,000円となっております。

歳入はすべてサービス収入でございまして、歳出はすべて保険事業勘定への繰出金で ございます。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

認定第6号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。 地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳 入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

有線放送事業特別会計につきましては、決算額は歳入歳出ともに同額でございます。 2,530万7,000円となってございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料および手数料が809万7,000円、一般会計繰入 金が1,548万9,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、業務費が410万2,000円、公債費が1,836万4,000円で ございます。

なお、有線放送事業は平成22年10月1日から運営主体を指定管理者に移行しております。

また、本会計につきましては平成23年4月1日をもって廃止してございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

認定第7号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億8,067万8,000円、歳出 決算額は1億6,823万5,000円、実質収支につきましては1,244万3,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、農業集落排水施設使用料が2,221万円、一般会計繰入金が1億4,751万2,000円、下水道債が580万円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費であります。

なお、平成22年度末の加入戸数につきましては522戸でございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

認定第8号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入 歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は13億6,730万6,000円、歳出決算額は13億631万7,000円、歳入歳出差引額につきましては6,098万9,000円、平成23年度への繰越財源1万1,000円を差し引いた実質収支は6,097万8,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、下水道使用料が3億8,231万4,000円、一般会計繰入 金が5億8,191万1,000円、下水道債が2億6,020万円でございます。

歳出では、公共下水道事業費として5,519万4,000円、管渠延長が441メートル、汚水 枡が47カ所、特定環境保全下水道事業としては1億8,562万5,000円で、管渠延長が2,60 7メートル、汚水舛が112カ所を施工しております。

平成22年度末の供用開始面積につきましては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の合計で1,162~クタール、下水道の加入戸数につきましては7,976戸となっております。

次に、議案書の42ページをお願い致します。

認定第9号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別 会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は580万6,000円、歳出決算額は542万6,000円、実質収支につきましては38万円でございます。

歳入の主なものにつきましては、合併処理浄化槽施設使用料が297万2,000円、一般会 計繰入金が123万3,000円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費でございます。

なお、平成22年度末の設置戸数につきましては77戸でございます。

次に、議案書の43ページをお願い致します。

認定第10号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入 歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,005万9,000円、歳出決算額は94 6万3,000円、実質収支については59万6,000円でございます。 次に、議案書の44ページをお願い致します。

認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳 入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は137万7,000円、歳出決算額は75万9,000円です。実質収支につきましては61万8,000円でございます。

次に、議案書の45ページをお願い致します。

認定第12号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。 地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計 歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は94万7,000円、歳出決算額に つきましては50万4,000円でございます。実質収支は44万3,000円でございます。

次に、議案書の46ページをお願い致します。

認定第13号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入 歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は93万3,000円、歳出決算額は58万3,000円で、実質収支につきましては35万円でございます。

次に、議案書の47ページをお願い致します。

認定第14号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳 入歳出決算を議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

土地取得事業特別会計につきましては、決算額は歳入歳出ともに同額で1,435万5,000円でございます。

なお、本会計につきましては平成23年4月1日をもって廃止してございます。

最後に、議案書の48ページをお願い致します。

認定第15号、平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度潟上市水道事業会計決算を議 会の認定に付する。

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億7,313万8,000円でございます。収益的支出額につきましては5億516万8,000円でございます。また、資本的収入額につきましては8,497万2,000円でございます。資本的支出につきましては3億5,390万4,000円でございます。

主な事業につきましては、株山地区の配水管布設替えの工事が252万円、鶴沼台浄水 場取水井戸の工事が509万3,000円、新追分浄水場等整備実施設計が4,693万5,000円、新 追分浄水場用地取得等が2,185万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長(千田正英) これで説明を終わります。

【日程第33、平成22年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長(千田正英) 日程第33、平成22年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び 水道事業会計決算の審査報告を行います。

訂正事項がありますので、三浦監査事務局長よりお願いします。

○選管・監査事務局長(三浦永寿) 監査委員事務局の三浦でございます。

申しわけございませんが、平成22年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の1ページめ、平成22年度財政健全化審査意見書の一番下の表の①実質赤字比率の右側、右端、早期健全化基準「13.51」を「13.43」に、その下の②連結実質赤字比率の右端「18.51」を「18.43」に訂正していただきたいと思います。申しわけございませんでした。

- ○議長(千田正英) 渡邊代表監査委員。
- ○代表監査委員(渡邊晋二) 監査委員の渡邊でございます。

平成22年度潟上市各会計の決算を審査した結果について、委員を代表致しまして報告 させていただきます。

審査対象は、潟上市一般会計歳入歳出決算と13ございます特別会計歳入歳出決算および法令に定める決算附属書類等であります。

審査は7月27日から8月10日までの期間、市役所の各庁舎において実施致しました。

審査に当たりましては、各課等から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、 説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿および証書類と照合を行い、例月出納 検査や定期監査の結果を参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ、それらの計数は正確であるものと認められました。

また、決算の内容および予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。さらに、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと認められました。

総括意見と致しまして、鞍掛沼公園周辺の施設が整備され、食菜館くららと温泉くららが一体となって運営されております。指定管理者、市当局が一致協力して健全な経営が遂行されるよう期待しております。

また、3月に発生した東日本大震災の影響により経済状況が先行き不透明の中にありますが、市として各種事業を実施しなければなりません。地方自治体への期待はさらに高まっております。地方財政改革の推進、勤務評定の実施など、市民に開かれた市政の実現が必要であると思われます。

今後、市の自主財源である市税等の収納率向上が不可欠であります。限られた財源を 最小の経費で最大の効果が得られるよう期待するものであります。

続きまして、平成22年度市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月28日に市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査に当たりましては、決算報告書、財務諸表等が関係法令に準拠して作成され、当 事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているかを検証するため、元帳その他会 計帳簿類、関係書類等の照合による方法によって実施致しました。

なお、当事業が経済性を発揮し、サービスが向上するよう運営されたかどうかを検証 するため、意見書にありますように事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表等は関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績および当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

総括的意見と致しましては、企業債残高も前年度より減少し、現在のところ経営の安

定が認められるものの、経営の根幹である水道料金の未収額も増加傾向で、収納率も低下しており、さらには人口減少に伴い給水人口も減少することが予想されております。

今後は、平成23年度から行われる新追分浄水場の布設、老朽化した施設の更新や維持管理により経費がかかり増していくことを考えると、厳しい経営環境が続くことが予想されます。今後の経営に当たっては、経費の節減を図るなど効率的な企業運営に努めながら、引き続き良質で安全な水の安定供給に万全を期すよう望むものであります。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、4つの健全化判断比率と公営 企業会計の資金不足比率を算定し、議会へ報告し、公表することになっております。

審査の対象となります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担 比率についての審査でございますが、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項 を記載した書類等は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロ となっております。

また、実質公債費比率は14.4%、将来負担比率は79.6%となり、それぞれ前年度より 改善され、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率についての審査結果でございますが、各会計における資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロとなっております。 この健全化判断比率が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な 財政運営が求められることになり、これらを踏まえた長期的展望に立った健全で安定し

以上をもちまして、平成22年度潟上市各会計決算の審査の報告、財政健全化判断比率 の審査の報告とさせていただきます。

○議長(千田正英) これで渡邊代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第34、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長(千田正英) 日程第34、同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題 とします。

議案の朗読を省略します。

た行財政運営を期待するものであります。

同意第6号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下者の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市昭和豊川槻木字保竜田57番地5

氏 名 夏 井 幸 子

生年月日 昭和34年5月23日

平成23年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成23年12月31日付けで人権擁護委員の高橋悦子氏が任期満了となるので、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなけれ ばならないものである。

これが提案理由でありますが、高橋悦子さんについては家庭の事情でどうしてもこの辞意の気持ちが強く、留保に努めましたが固いということで、同じ昭和地区から夏井幸子さんを推薦したいと。夏井幸子さんは、略歴もお手元に示しておりますが、人権擁護委員としてふさわしいと感じますので、宜しくお願いするものでございます。

- ○議長(千田正英) これより同意第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第6号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(千田正英) 起立全員です。したがって同意第6号は、これに同意することに決 定しました。
- 【日程第35、請願第1号 漁業用軽油にかかる軽油取引税の免税措置についての請願書から 日程第44、陳情第9号 潟上市新庁舎建設地選定に関する要望】
- ○議長(千田正英) 日程第35、請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置 についての請願書から日程第44、陳情第9号、潟上市新庁舎建設地選定に関する要望ま でを一括議題とします。

請願、陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された請願第1号から陳情第9号までについては、去る9月2日開催の議会運営委員会において、お手元に配付の請願および陳情等の一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号から陳情第9号まで については、請願および陳情等一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決定しま した。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、9月7日水曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願いたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時55分 散会